

羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会要綱

平成17年10月25日羽総市発第7087号

(設置)

**第1条** 羽村市コミュニティバスはむらんの利用促進と市民、行政、事業者が一体となったバス事業の運営を図るため、羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 懇談会は、市長の指示に基づき次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を報告するものとする。

- (1) コミュニティバスの運行ルート、運行時間帯、運行間隔に関すること。
- (2) 利便性向上のための方策に関すること。
- (3) 採算性向上のための方策に関すること。
- (4) 利用者増加のための方策に関すること。
- (5) その他コミュニティバスの円滑な運営に関すること。

(組織)

**第3条** 懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼したもの(以下「委員」という。)をもって組織し、委員は15人以内とする。

- (1) 知識経験者 2人
- (2) 町内会・自治会関係者 3人
- (3) 福祉団体関係者(高齢者団体・障害者団体) 2人
- (4) 市内商業者 2人
- (5) 市民公募委員 5人以内
- (6) バス運行事業者 1人

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

**第5条** 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定めた者とし、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長が委員のうちから指名した者とし、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇談会の招集等)

**第6条** 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

**第7条** 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴き、又は情報の提供を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 懇談会の庶務は、コミュニティバスを所管する課において処理する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。